



2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。	3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」といいう。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。	4 政府等は、前項の規定により支援センターに出资するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。	5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。	7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（理事長及び監事二人を置く。）	（監事は、役員として、理事三人以内を置くことができる。）	（監事は、役員として、監事を除く。）	（監事は、法務大臣が任命する。）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）

（理事長及び監事二人を置く。）	（監事は、役員として、監事を除く。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命

（監事は、役員として、監事を除く。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）	（監事は、法務大臣が任命する。）
1 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	2 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
3 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。	（役員）	（役員）	（役員）	（役員）
（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）	（日本司法支援センター評価委員会）
第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。	第二款 日本司法支援センター評価委員会	第三款 設立	第四款 理事長等の任命	第五款 理事の任期	第六款 法務大臣の任命

方法により、一般的の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

本  
事務を取扱わせること。  
弁護士法その他の法律により法律相談を  
契約弁護士等にハに規定する書類を作成す  
るに支払うことを約した者のため、適当な

の制度の有効な利用に資するもの。  
口 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及

三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する  
を実施すること

親族がないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることができないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、

イ 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

1) 認知機能が十分でないために自己の確

利の実現が妨げられているおそれがある国民等（以下この項において「特定援助対象者」という。）を援助する場合、民事裁判等手続又は当該特定援助対象者が自立した生活を営むために必要とする公

の場合民事裁判等手続  
イに規定する立替えに代え、イに規定す

る報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な

ハ  
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五  
契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取  
り扱わせること。

（二）（日本）（公）（法）（号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とす

（特定援助対象者を援助する場合にあっては）  
る」とができる者に対し民事裁判等手続

は、イ(1)に定める手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二  
ハに規定する立替者に代え  
る報酬及び実費に相当する額を支援センタ

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護人等契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ 犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を交付すること。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

二 イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

八 弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼するに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

九 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するため必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るために制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

（1）故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

（2）刑法第百七十六条、第百七十七条若しくは第百七十九条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（（1）に掲げる罪を除く。）

口 人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの（イに規定する罪を除く。）の犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

十 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

十一 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士、共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十二 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

十三 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財團法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができ る。

（1）他の手続の準備及び進行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な支援と又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付随する事務を取り扱わせること。

(業務の合目的性)

**第三十一条** 前条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までの各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

(支援センター等の義務等)

**第三十二条** 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号から第六号まで及び第九号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めるに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるよう特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならぬ。支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をできる。

6 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

**第三十二条の二** 支援センターは、支援センターが第  
三十三条の職務のうち、他人の法律事務を取り扱うこと  
について契約をしている弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職業団体との連携の下、地域の関係機関との連絡調整その他の当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、研修その他の方法による資質の向上に努めるものとする。  
**(契約弁護士等の職務の独立性)**

**第三十三条** 契約弁護士等は、支援センターが第  
三十条第一項又は第二項の業務として取り扱わ  
せた事務について、独立してその職務を行う。  
2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律  
事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する  
契約弁護士等の職務の独立性について、分か  
りやすく説明しなければならない。  
**(業務方法書)**

**第三十四条** 支援センターは、業務開始の際、業  
務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければ  
ならない。これを変更しようとするとき  
も、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その  
他法務省令で定める事項を記載しなければなら  
ない。

一 第三十条第一項第二号から第四号までの業  
務及びこれらに附帯する業務（以下「民事法  
律扶助事業」という。）に関し、民事法律扶助  
事業の実施に係る援助の申込み及びその審  
査の方法に関する事項、同項第二号イ及びハ  
に規定する立替えに係る報酬及び実費の基準  
並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及  
びニに規定する報酬及び実費に相当する額の  
支払に関する事項並びに同項第三号の業務の  
実施に係る援助を受けた者の費用の負担に關  
する事項。この場合において、当該報酬は、  
民事法律扶助事業が同項第二号に規定する國  
民等を広く援助するものであることを考慮し  
た相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附  
帯する業務に關し、これらの業務の実施に關  
する援助の申込みに関する事項及び当該援助を  
受けた者の費用の負担に關する事項

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附  
帯する業務に關し、弁護士との契約に關する  
事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護  
上等）

2 被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関して、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

**第三十七条** 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を關係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(国選弁護人等の候補の指名及び通知等)

**第三十八条** 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁護人等を付すべきときは、支援センターに対して、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約が定めることにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)

**第三十八条の二** 支援センターは、犯罪被害者等の保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者は、その参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の手続を取り扱わせるものとする。  
(国選弁護人の報酬等請求権の特則等)

**第三十九条** 国選弁護人と等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に關する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人による当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に關する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

5 支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。  
(国選付添人の報酬等請求権の特別則等)

**第三十九条の一** 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののはか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費 日当、宿泊料及び報酬

裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特別等)

**第三十九条の三** 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十七条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののはか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費 日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対しても必要協力を求めることができる。

**第二款 中期目標等**

(中期目標) 第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、

九 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、支援センター（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合は、支援センター及び独立行政法人評価制度委員会（第六項及び次条において「評価制度委員会」という。）に対して、「評価制度委員会」に対し、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、支援センターに対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを勧告することができる。
十 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。） 二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	2 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聽かなければならない。 3 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
十一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認められるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
十二 業務運営の効率化に関する事項	5 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認められるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
十三 財務内容の改善に関する事項	6 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
十四 その他業務運営に関する重要な事項	（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）
十五 業務運営の効率化に関する事項	第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
十六 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 三 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
十七 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	4 法務大臣は、第一項の規定による検討を行って、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならぬ。
十八 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	5 法務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、支援センターの中期目標の期間の終了時までに、その主要な事務及び事業の改廃に關し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞ない。
十九 削除	（削除）

- 4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 支援センターは、第一項の附属明細書その他法務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

6 支援センターが前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の法務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（利益及び損失の処理）

**第四十五条** 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同一項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剩余金の使途に充てることができ

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。  
(積立金の処分)

**第四十六條** 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第六号及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源賄ふに充てることができる。

支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第六号及び第十号の業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てなければならない。

法務大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならぬ。

支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は政令で定める。

(借入金等)

**第四十七条** 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3	<p>支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿額（当該金額について法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額についてはこの限りでない。）を、支</p>	4	<p>入金は、一年以内に償還しなければならない。 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときはあらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。</p>
5	<p>支援センターは、長期借入金及び債券発行をすることができない。</p>	6	<p>（不要財産に係る国庫納付等）</p>
4	<p>第四十七条の二 支援センターは、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」といふ。）については、遅滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。</p>	5	<p>支援センターは、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」といふ。）については、遅滞なく、法務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。</p>
3	<p>支援センターは、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿額（当該金額について法務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額についてはこの限りでない。）を、支</p>	4	<p>入金は、一年以内に償還しなければならない。 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときはあらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。</p>

額については、支援センターに対する政府からの出資はなかつたものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。  
法務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、前各項に定めるもののほか、政府出資等による不要財産の処分に関する必要な事項は、政令で定める。  
**(不要財産に係る地方公共団体出資の払戻し)**  
**第四十七条の三 支援センターは、不要財産であつて、地方公共団体からの出資に係るもの(以下この条において「地方公共団体出資に係る不要財産」という。)については、法務大臣の認可を受けて、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、法務省令で定めるところにより、当該地方公共団体出資に係る不要財産に係る出資額として法務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第四十一条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求ができる旨を催告するときは、法務大臣の認可を受けることを要しない。**

出資者は、支援センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過するまでの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

支援センターは、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産又は当該請求に係る地方公共団体出資に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡により生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。)の範囲内で法務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分(当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち法務大臣が定める額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

支援センターが前項の規定による払戻しをしたときは、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、支援センターに対する出資者からの出資はなかつたものと







---

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

---

---

---